

香川県広域水道企業団条例第4号

香川県広域水道企業団議会の事務局職員の旅費等に関する条例

- 1 議会の事務局の職員の旅費（費用弁償として支給するものを含む。）、給与その他の身分取扱いに関しては、香川県広域水道企業団の企業職員の例による。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。